

○ 招 集 告 示

蓮田白岡衛生組合告示第19号

令和7年第3回（9月）蓮田白岡衛生組合議会定例会を次のとおり招集する。

令和7年9月29日

蓮田白岡衛生組合
管理者 山口京子

1 期 日 令和7年10月6日（月）午後1時30分

2 場 所 蓮田白岡衛生組合大会議室

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

令和 7 年第 3 回（9月）定例会 会期 10月 6 日 1 日間

応招議員（12名）

| | | | | | | | | | | | | |
|-----|---|---|---|---|----|-----|---|---|---|---|----|----|
| 1番 | 武 | 藤 | 康 | 史 | 議員 | 2番 | 鈴 | 木 | 貴 | 美 | 子 | 議員 |
| 3番 | 中 | 山 | 廣 | 子 | 議員 | 4番 | 関 | 根 | 守 | 男 | 議員 | |
| 5番 | 斎 | 藤 | 信 | 治 | 議員 | 6番 | 近 | 藤 | 純 | 枝 | 議員 | |
| 7番 | 石 | 渡 | 征 | 浩 | 議員 | 8番 | 勝 | 浦 | 敦 | 志 | 議員 | |
| 9番 | 深 | 田 | 康 | 孝 | 議員 | 10番 | 浜 | 口 | 清 | 志 | 議員 | |
| 11番 | 松 | 本 | 栄 | 一 | 議員 | 12番 | 黒 | 須 | 大 | 一 | 郎 | 議員 |

不応招議員（なし）

令和 7 年第 3 回（9 月）蓮田白岡衛生組合議会（定例会）会議録

令和 7 年 10 月 6 日（月曜日）

議事日程（第 1 号）

- 1 開会
- 2 開議
- 3 会議録署名議員の指名
- 4 会期の決定
- 5 諸報告
- 6 管理者提出議案の報告並びに上程
- 7 議案第 10 号、議案第 11 号の一括上程
- 8 管理者提出議案の総括説明並びに行政報告
- 9 議案第 10 号の内容説明
- 10 議案第 10 号に対する質疑
- 11 討論
- 12 採決
- 13 議案第 11 号の内容説明
- 14 議案第 11 号に対する質疑
- 15 討論
- 16 採決
- 17 議員派遣について
- 18 副管理者の挨拶
- 19 閉会

午後1時30分開会

出席議員（12名）

| | | | | | | | | | | | | |
|-----|---|---|---|---|----|-----|---|---|---|---|----|----|
| 1番 | 武 | 藤 | 康 | 史 | 議員 | 2番 | 鈴 | 木 | 貴 | 美 | 子 | 議員 |
| 3番 | 中 | 山 | 廣 | 子 | 議員 | 4番 | 関 | 根 | 守 | 男 | 議員 | |
| 5番 | 斎 | 藤 | 信 | 治 | 議員 | 6番 | 近 | 藤 | 純 | 枝 | 議員 | |
| 7番 | 石 | 渡 | 征 | 浩 | 議員 | 8番 | 勝 | 浦 | | 敦 | 議員 | |
| 9番 | 深 | 田 | 康 | 孝 | 議員 | 10番 | 浜 | 口 | 清 | 志 | 議員 | |
| 11番 | 松 | 本 | 栄 | 一 | 議員 | 12番 | 黒 | 須 | 大 | 一 | 郎 | 議員 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

| | | | |
|---------|---------------------------------|-----------|-------------------|
| 山 口 京 子 | 管 理 者 | 藤 井 栄 一 郎 | 副管理者 |
| 柴 田 賢 次 | 会 管 理 計 者 | 高 橋 利 男 | 事務局長 |
| 片 岡 | 司 次 長 兼 庶務課長 兼 会 計 室 長 | 中 野 泰 孝 | 施設管理 課 長 |
| 大 矢 周 治 | 廃棄物 対策課長 | 爪 川 真 利 | 蓮 田 市 みどり 環境課長 |
| 伊 藤 真 州 | 白 岡 市 環境課長 | 小 林 | 猛 代表監査 委 員 |

事務局職員出席者

| | |
|-------------|-------------|
| 書 記 安 野 敏 幸 | 書 記 二 俣 正 和 |
| 書 記 長 谷 川 淳 | 書 記 塚 越 忍 |
| 書 記 豊 田 大 樹 | |

◇

◎開会の宣告

(午後 1時30分)

○黒須大一郎議長 9月定例議会のご案内を申し上げたところ、大変お忙しい中ご出席を賜りまして、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより令和7年第3回蓮田白岡衛生組合議会定例会を開会いたします。

◇

◎開議の宣告

○黒須大一郎議長 直ちに本日の会議を開きます。

◇

◎会議録署名議員の指名

○黒須大一郎議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第77条の規定により、議長において

4番 関 根 守 男 議員

5番 斎 藤 信 治 議員

を指名いたします。

◇

◎会期の決定

○黒須大一郎議長 日程第2、会期についてお諮りいたします。

本定例会の会期は、本日10月6日の1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○黒須大一郎議長 異議なしと認め、そのように決定いたします。

◇

◎諸報告

○黒須大一郎議長　日程第3、諸報告をいたします。

本定例会に説明員として出席する者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

◇

◎管理者提出議案の報告並びに上程

○黒須大一郎議長　日程第4、管理者提出議案の報告並びに上程を行います。

事務局に朗読いたさせます。

高橋事務局長。

〔事務局長朗読〕

○黒須大一郎議長　ただいま報告いたしました議案は、あらかじめお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

◇

◎議案第10号、議案第11号の一括上程

○黒須大一郎議長　議案第10号及び議案第11号を本定例会に上程いたします。

◇

◎管理者提出議案の総括説明並びに行政報告

○黒須大一郎議長　日程第5、管理者提出議案の総括説明並びに行政報告を求めます。

山口管理者。

○山口京子管理者　皆様、こんにちは。黒須大一郎議長さんのお許しをいただきましたので、提出議案につきましてご説明を申し上げたいと存じますが、その前に一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、令和7年第3回蓮田白岡衛生組合議会定例会が開催されますことに厚く御礼を申し上げます。また、議員の皆様におかれましては、大変お忙しい中ご参集を賜りまして、誠にありがとうございます。日頃、両市をはじめ、組合進展のため、議員の皆様には多大なるご尽力をいただいておりますことに重ねて御礼を申し上げます。

それでは、提出議案につきまして総括説明をさせていただきます。着座にて失礼いたします。初

めに、議案第10号 令和7年度蓮田白岡衛生組合一般会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,346万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億2,632万2,000円とするものでございます。

まず、歳入でございますが、6款繰越金、1項繰越金、1目繰越金につきましては、前年度繰越金額が確定したことから、増額するものでございます。

次に、歳出の主なものにつきましてご説明を申し上げます。2款総務費、1項総務管理費、2目財産管理費、10節需用費につきましては、リサイクルプラザの火災報知機を交換するための費用として増額をお願いするものでございます。

次に、12節委託料の電算事務機器保守業務委託費につきましては、ネットワークセキュリティ機器の入替え等に伴い増額をお願いするものでございます。

次に、14節工事請負費、ごみ処理施設事務室改修工事では、ごみ処理施設1階の食堂を執務室として使用する改修工事費用として増額をお願いするものです。

次に、3款衛生費、1項清掃費、2目じん芥処理費、10節需用費の消耗品費につきましては、ごみクレーンのシリンダー等の購入費用として増額をお願いするものでございます。

次に、14節工事請負費、ごみ処理施設機器補修工事につきましては、設備の安定した運転を維持するために、腐食の著しい箇所を交換工事するための費用として増額をお願いするものです。

次に、3目し尿処理費、10節需用費の消耗品費につきましては、し尿処理施設で使用する交換用膜カートリッジの購入をするための増額をお願いいたします。

次に、議案第11号 令和6年度蓮田白岡衛生組合一般会計歳入歳出決算認定につきましてご説明を申し上げます。令和6年度蓮田白岡衛生組合一般会計歳入歳出予算につきましては、去る5月31日をもって出納閉鎖をしたところでございます。歳入総額は20億9万6,221円、歳出総額は18億9,481万210円でございまして、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支額は1億528万6,011円となり、翌年度への繰越明許費繰越額は5,182万円でございます。形式収支額から繰越額を除いた実質収支額につきましては、5,346万6,011円でございます。

この結果につきましては、地方自治法第233条第2項の規定に基づき、監査委員さんの審査をいただいておりますので、意見書を付してご提案を申し上げるものでございます。

詳細につきましては、後ほど事務局からご説明を申し上げます。

以上、提出議案の総括説明をさせていただきました。慎重審議の上、ご可決、ご認定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

引き続きまして、3件の行政報告をさせていただきます。

リユース活動の促進に向けた事業者との協定締結についてご報告を申し上げます。当組合では、去る9月30日、不用品リユース事業を中心にネット型事業を展開している株式会社マーケットエンタープライズとリユース活動の促進に向けた連携と協力に関する協定を締結いたしました。当組合

のエコプラザでは、3R啓発活動の一環として、家庭から排出された家具類や日用品をリユース品として販売する事業を実施しておりますが、当組合に搬入される廃棄物の中には、そのまま売却することが可能なものが多く見受けられます。今般、締結いたしました協定は、当組合に搬入して不用品を処分するのではなくて、多様化する不用品処分ニーズに応えるため、選択肢の一つとして、株式会社マーケットエンタープライズが運営する「おいくら」というシステムを活用し、不用品を売却してリユースすることにより、市民の皆様の経済的なご負担を軽減するとともに、さらなる廃棄物の減量化と3Rの推進に取り組むものでございます。今後、市民の皆様には、当組合のホームページやごみ分別アプリ並びに広報誌で周知するほか、エコプラザで実施する啓発イベントにおいても、積極的に情報発信を行ってまいります。

次に、リチウムイオン電池等の分別収集開始についてご報告申し上げます。近年、廃棄物処理施設や収集運搬時にリチウムイオン電池が原因と思われる火災事故等が頻繁に発生し、埼玉県内でも複数の廃棄物処理施設が火災により稼働を停止するなど深刻な事故が多発していることから、令和7年4月15日付で環境省より「市町村におけるリチウム蓄電池等の適正処理に関する方針と対策について」通知がされたところでございます。また、当組合では、廃棄物減量等推進審議会より令和6年3月に「これから求められる分別収集について」の答申において、リチウムイオン電池等を新たに分別収集品目として追加するよう要望をいたしておりまして、令和8年4月から現行の「有害・危険ごみ」に追加して収集を開始できるよう検討を進めてきたところでございます。

このたび、収集作業員の安全確保の観点及び火災事故等が発生した場合、多額の修繕費が必要となるだけでなく、市民の皆様にも多大なるご迷惑をおかけすることから、収集業者と調整を図り、年度の途中ではございますが、現在燃やせないごみで排出されているリチウムイオン電池等内臓製品及び収集していないリチウムイオン電池等を現行の「有害・危険ごみ」の日に排出していただき、令和7年12月1日より収集を開始することといたしました。

なお、「有害・危険ごみ」という分別品目については、「危険ごみ」という名称から、危険なものを排出する日と誤解される事案が起きていることから、分別収集時の名称を品目の追加に合わせて「有害ごみ」に改めさせていただくことにいたしました。今後は、組合ホームページ及び両市の広報誌等に掲載し、周知してまいりたいと考えております。議員各位におかれましても、市民の皆様への周知や問合せ等の対応にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、彩北広域清掃組合ごみ焼却施設の故障に伴う燃えるごみの受入れについて申し上げます。彩北広域清掃組合から、埼玉県清掃行政研究協議会ごみ処理施設県内協力体制実施要綱に基づく燃えるごみの受入れについて要請がありましたので、ご報告をいたします。

彩北広域清掃組合は、行田市と鴻巣市、鴻巣市には旧吹上町が含まれておりますが、そちらから発生する一般廃棄物の焼却処理を行う一部事務組合であり、同組合の日量204トンのごみ焼却施設では、焼却炉2基のうち1号炉のストーク駆動装置の駆動軸が破断したことにより、緊急停止する

状況となりました。また、復旧には新たな駆動軸への交換工事が必要となり、約4か月を要する見込みでございます。同組合管内の燃えるごみの処理に支障を来すことから、令和7年9月9日、当組合を含む近隣の4団体、加須市、羽生市、埼玉中部環境保全組合、そして蓮田白岡衛生組合に受入れ要請がございました。

当該要請を受けて、今後の施設稼働や年末に向けてごみの搬入が増加することなどについて慎重に検討を行い、受入れに支障がないと判断するとともに、当組合から半径500メートル内における行政区等の代表者で構成される蓮田白岡環境センター関係地区環境保全連絡協議会の委員の皆様にご報告をさせていただき、ご理解が得られたところでございます。去る9月18日、同組合と協議を行い、翌19日に一般廃棄物ごみ処理委託契約を締結し、22日から燃えるごみの受入れを開始いたしました。なお、受入れ数量は、1週間で約50トン以内とし、受入れ期間は令和7年12月30日まででございます。引き続き当組合のごみ処理に支障が生じないよう万全を期すとともに、市民の皆様にご迷惑のかからないよう十分配慮しながら、受入れを進めてまいりたいと存じます。

以上で行政報告を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○黒須大一郎議長 管理者提出議案の総括説明並びに行政報告が終わりました。



◎議案第10号の内容説明

○黒須大一郎議長 日程第6、議案第10号 令和7年度蓮田白岡衛生組合一般会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

朗読を省略して内容説明を求めます。

高橋事務局長。

○高橋利男事務局長 それでは、議案第10号 令和7年度蓮田白岡衛生組合一般会計補正予算（第1号）につきましてご説明を申し上げます。着座にて失礼いたします。

初めに、第1条でございますが、今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,346万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億2,632万2,000円とするものでございます。

それでは、歳入歳出予算に関する補正につきまして、事項別明細書にてご説明を申し上げますので、恐れ入りますが、3ページをお開き願います。6款繰越金、1項繰越金、1目繰越金につきましては、前年度繰越金が確定しましたので、3,346万6,000円を増額するものでございます。

続きまして、歳出についてご説明を申し上げます。恐れ入りますが、4ページを御覧ください。2款総務費、1項総務管理費、2目財産管理費、10節需用費につきましては、リサイクルプラザの火災報知機が経年劣化による不具合が生じていることから、火災報知機の修繕費用として14万

3,000円をお願いするものでございます。

次に、12節委託料の電算事務機器保守業務委託費につきましては、組合内のネットワークセキュリティ機器の入替え及び業務で使用しているパソコンのOSバージョンアップに要する費用として315万5,000円をお願いするものでございます。

次に、14節工事請負費、管理棟改修工事につきましては、執行見込みのついた不用額を減額するものでございます。

次のごみ処理施設事務室改修工事につきましては、現在施設管理課はごみ処理施設とし尿処理施設の2か所にそれぞれ事務室が配置されていることから、事務の効率化を図る観点から、ごみ処理施設1階の食堂を改修して施設管理課の事務室として統合するものです。主な工事内容といたしましては、電気配線や照明器具の交換及びOAフロア化への改修に要する工事費として605万円の増額をお願いするものでございます。なお、食堂につきましては、現在のごみ処理施設事務室を食堂として利用することに変更いたします。

次に、3款衛生費、1項清掃費、1目清掃総務費、11節役務費の通信運搬費につきましては、小型充電式電池の処理を一般社団法人J B R Cへ委託する際に、対象外の電池等が混入していた場合は、各自治体等に返却され、当該電池の返却時に係る運搬費は自治体負担となることから、返却時の運搬費用として9,000円をお願いするものでございます。

次に、12節委託料につきましては、執行見込みのついた不用額を減額するものでございます。

次に、2目じん芥処理費、10節需用費の消耗品費につきましては、ごみ処理施設において燃えるごみを焼却炉に投入するためのごみクレーンの油圧シリンダー2本から油漏れが生じていることから、油圧シリンダーの購入費用として155万5,000円をお願いするほか、排ガスを減温するための急冷塔に設置してある3本のスラリー噴霧ノズルのうち2本に腐食による穴が生じていることから、2本分の購入費用として396万円をお願いするものです。

また、12月から二次電池の収集が開始されることに伴い、収集された電池を選別して保管するためのコンテナ3個の購入費用として264万円など、消耗品費として815万5,000円をお願いするものでございます。

次に、14節工事請負費のごみ処理施設補修工事につきましては、粗大ごみ処理施設中央制御室に設置されているエアコンの暖房機能が故障しているため、エアコンの更新に要する費用として84万1,000円をお願いするものでございます。

次のごみ処理施設機器補修工事につきましては、2号炉の余熱利用空気加熱器の補修工事に係る費用として1,380万5,000円をお願いするものです。余熱利用空気加熱器は、276本の煙管により、排ガスの熱交換を行うための設備ですが、現在煙管に破孔や損傷が生じて、空気漏れが発生し、焼却処理量が低下するなどの不具合が生じております。当該機器は、今後基幹的設備改良工事において更新対象機器となっていることから、大きく損傷している88本の煙管部分について応急的な補修

工事を実施するものでございます。

次に、3目し尿処理費、10節需用費、消耗品費につきましては、し尿処理費の再曝気槽で使用している膜カートリッジについて、交換用の膜カートリッジとして今年度70枚を購入しましたが、次年度以降、原材料費の高騰により、価格上昇が見込まれることから、次年度分の交換用膜カートリッジを先行して購入するための費用として177万1,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、17節備品購入費の機械器具費につきましては、し尿処理施設入り口に設置されている防犯カメラ用モニターが故障しているため、防犯カメラ用モニターの購入費用として5万5,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、4目リサイクル促進費、14節工事請負費のリサイクルプラザ機器補修工事費につきましては、館内放送設備が竣工から11年以上経過し、経年劣化による不具合が生じていることから、放送設備の交換工事費用として55万円の増額をお願いするものでございます。

以上、簡単ですが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○黒須大一郎議長 説明が終わりました。

 ◇

◎議案第10号に対する質疑

○黒須大一郎議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

深田議員。

○9番 深田康孝議員 9番、深田です。お世話になります。

歳出、3款の衛生費、1目清掃総務費、11節役務費9,000円というところなのですけれども、市内のリチウムイオン電池の回収が始まるということで、そうしたところに関連してちょっと詳細にご説明いただけたらと思います。

○黒須大一郎議長 廃棄物対策課長。

○大矢周治廃棄物対策課長 リチウムイオン電池の回収についてということですが、令和5年4月に燃やせないごみの収集中にリチウムイオン電池が原因となる車両火災が以前ございました。現在、燃やせないごみとして収集しておりますリチウムイオン電池及びその内臓製品につきましては、12月から「有害・危険ごみ」として分別収集することとなりまして、「有害・危険ごみ」はパック一車ではなく、平ボディーのトラックで収集をされているため、収集車両の火災の危険性は低くなると考えております。

また、収集してきてから、組合のほうでそれぞれ品目ごとに分別を行いまして、絶縁処理を行つ

て保管をしていくという形になります。

以上でございます。

○黒須大一郎議長 深田議員。

○9番 深田康孝議員 今の説明でよく分かりました。パッカー車で以前火災があったということを心配していたのですけれども、今回その平ボディーでそういった回収の安全性を確保し、また回収したものについては、きちんと絶縁をして保管するということで、承知いたしました。ありがとうございました。

○黒須大一郎議長 質疑はなしでよろしいですね。

○9番 深田康孝議員 ごめんなさい。はい。

○黒須大一郎議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○黒須大一郎議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。



◎討 論

○黒須大一郎議長 これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○黒須大一郎議長 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○黒須大一郎議長 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。



◎採 決

○黒須大一郎議長 これより採決に入ります。

議案第10号 令和7年度蓮田白岡衛生組合一般会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○黒須大一郎議長 ご着席ください。起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第11号の内容説明

○黒須大一郎議長 日程第7、議案第11号 令和6年度蓮田白岡衛生組合一般会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

ここで小林代表監査委員の出席を求めるため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 1時56分

○黒須大一郎議長 再開いたします。

現在員12名でございます。

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第11号 令和6年度蓮田白岡衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について、朗読を省略して内容説明を求めます。

柴田会計管理者。

○柴田賢次会計管理者 皆様、こんにちは。会計管理者の柴田でございます。令和6年度蓮田白岡衛生組合一般会計歳入歳出決算の概要についてご説明申し上げます。着座にて失礼いたします。

恐れ入りますが、お手元の資料、蓮田白岡衛生組合一般会計歳入歳出決算書の1ページ、2ページを御覧いただきたいと存じます。まず、歳入につきましては、1款分担金及び負担金から7款組合債までございます。ページの一番下、歳入合計でございますが、予算現額19億9,483万9,000円、収入済額20億9万6,221円でございます。前年度収入済額と比較いたしますと、1,926万971円の減額となり、率にして1%の減となっております。

それでは、1款分担金及び負担金から順次ご説明させていただきます。1項分担金につきましては、組合規約に基づく両市の分担金で、収入済額は12億3,000円でございます。

2項負担金につきましては、両市の不燃物の収集運搬に係る経費の負担金で、収入済額は1億450万43円でございます。分担金と負担金の収入済額の合計は13億450万3,043円で、歳入決算額の65.2%を占めております。

次に、2款使用料及び手数料でございます。1項使用料につきましては、リサイクルプラザの研

修室等の使用料並びに電柱使用料などの行政財産使用料で、収入済額は7万7,690円でございます。

2項手数料は、ごみ及びし尿の処理に係る手数料で、収入済額は4億394万9,302円でございます。

次に、3款財産収入でございます。1項財産運用収入は、施設整備基金の運用利益で、収入済額31万2,475円でございます。

2項財産売払収入は、鉄、アルミ、ペットボトル、古紙類売却等の売払収入で、収入済額は1億1,578万1,176円でございます。

次に、5款繰越金でございます。1項繰越金につきましては、前年度からの繰越金で、収入済額は1億5,196万5,358円でございます。

次に、6款諸収入でございます。1項預金利子につきましては、普通預金による預金利息で、収入済額は18万9,455円でございます。

2項雑入につきましては、広告収入、体験講座参加費、公有建物災害共済金及び令和5年度分の東京電力株式会社原子力発電所事故賠償金等でございます。収入済額は461万7,722円でございます。

次に、7款組合債でございます。組合債につきましては、クレーン補修工事に係る費用として財政融資資金から借り入れたもので、収入済額は1,870万円でございます。

次に、歳出について申し上げます。恐れ入りますが、3ページ、4ページをお開きいただきたいと存じます。1款議会費から5款予備費まででございます。一番下の欄の歳出合計でございますが、予算現額19億9,483万9,000円に対しまして、支出済額は18億9,481万210円でございます。翌年度繰越額は5,182万円でございます。執行率は95.0%でございます。前年度執行済額と比較しますと2,741万8,376円の増、率にしますと1.4%の増となっております。

まず、1款議会費につきましては、支出済額は215万2,678円でございます。

次に、2款総務費でございます。1項総務管理費につきましては、支出済額は3億4,811万8,240円で、翌年度繰越額は1,100万円でございます。

次に、2項監査委員費につきましては、支出済額は20万7,072円でございます。

次に、3款衛生費につきましては、施設維持管理に要する補修及び交換工事の経費並びに燃えるごみ等収集業務委託料及び焼却灰・ばいじん・ガラス類・ペットボトル等の処分委託料などでございます。支出済額は13億8,249万5,829円となり、翌年度繰越額は4,082万円でございます。

次に、4款公債費につきましては、支出済額は1億6,183万6,391円でございます。

次に、5款予備費につきましては、予算現額500万円に対しまして、支出済額は0円でございます。

次に、23ページ、24ページをお開きいただきたいと存じます。事項別明細書の最後のページになりますが、一番下に歳出合計欄がございます。そちらを御覧ください。当初予算は19億4,344万3,000円でございましたが、補正予算額といたしまして1,051万9,000円の減額がございましたので、予算現額は前年度繰越金6,191万5,000円を合わせて19億9,483万9,000円となり、それに対する支出

済額は18億9,481万210円となっております。また、翌年度繰越額は5,182万円となっております。

次に、25ページをお開きいただきたいと存じます。実質収支に関する調書でございますが、歳入総額20億9万6,000円から歳出総額18億9,481万円を差し引いた歳入歳出差引額は1億528万6,000円で、翌年度へ繰越しをする繰越明許費は5,182万円で、実質収支額は5,346万6,000円でございます。

次に、26ページ、27ページをお開きいただきたいと存じます。財産に関する調書でございますが、1、公有財産、(1) 土地及び建物につきましては、決算年度中の増減はございませんでした。

次に、28ページをお開きいただきたいと存じます。2、物品につきましては、特殊車輌ミニローダーですが、7年間のリース契約で使用した車輌を、稼働時間が少ないため、リース満了時に車輌を買い取りしたことから、増となっております。

最後に、29ページの3、基金につきましては、施設整備基金といたしまして、現金の決算年度中増減高が4,231万3,000円の増で、決算年度末現在高は4億7,310万円となっております。

以上、簡単ではございますが、決算の概要についての説明を終わらせていただきます。

○黒須大一郎議長 会計管理者の説明が終わりました。

事務局による細部説明を求めます。

高橋事務局長。

○高橋利男事務局長 それでは、令和6年度蓮田白岡衛生組合一般会計歳入歳出決算の主な内容について、歳入歳出決算事項別明細書並びに一般会計決算に係る主要な施策の成果に関する説明書により説明を申し上げます。こちらの2冊をお願いいたします、ご用意を。

それでは、歳入歳出決算書の5ページ、6ページ、主要な施策の説明書は14ページをお開きください。

初めに、歳入から説明を申し上げます。1款1項1目分担金につきましては、組合規約第13条の規定に基づき、均等割25%、令和6年1月1日現在の人口割75%に相当する額を両市にご負担いただいておりますので、按分率は蓮田市が52.858%、白岡市が47.142%でございます。

次に、2項1目負担金につきましては、不燃物収集運搬に係る経費の負担金でございます。組合規約及び組合条例に基づき、1世帯につき月額140円を両市に負担していただいております。

次に、伊奈町の可燃物処理負担金につきましては、令和6年6月3日から28日までの約1か月間、伊奈町の家庭ごみ297.14トン、事業系ごみ154.27トン、合計451.41トンを組合で処理した際の負担金でございます。

次に、2款1項1目使用料、1節リサイクルプラザ使用料につきましては、リサイクルプラザの研修室及び会議室の使用料でございます。

次に、2項1目手数料、1節ごみ手数料でございますが、施策の説明書は15ページを御覧ください。ごみ処理手数料（有料指定袋）につきましては、燃えるごみ用474万3,750枚、燃やせないごみ用14万4,875枚の販売額でございます。昨年と比較しますと、燃えるごみ用は1万5,250枚の減、燃

やせないごみ用は1万3,750枚の増となっており、燃えるごみ用は販売数が減少し、手数料収入としては63万4,700円の減となっております。

次の搬入ごみ手数料でございますが、組合に直接持ち込まれた廃棄物の処理手数料でございます。昨年6月までは一般廃棄物につきましては、税別で10キログラム当たり143円、産業廃棄物が10キログラム当たり239円の手数料でしたが、7月から手数料の改定により、一般廃棄物が税別で10キログラム当たり220円、産業廃棄物が10キログラム当たり440円を手数料として徴収したものでございます。年間で5万4,371件、前年度と比較して14件の増、歳入としましては4,021万7,960円の増となっております。

次の粗大ごみ処理手数料につきましては、各家庭の玄関先で布団、ソファー、たんす、机などの粗大ごみを収集したもので、依頼件数は3,121件、前年に比べると106件の減、歳入としては16万8,330円の減となっております。

次の産業廃棄物（廃プラスチック類）収集運搬処分手数料につきましては、小規模事業所から排出される廃プラスチック類の収集時に使用する有料指定ごみ袋3,750枚の販売額でございます。

次に、2節し尿手数料の関係ですが、施策の説明書は16ページをお開きください。し尿汲取処理手数料につきましては、汲取り式トイレを利用されている家庭の汲取り手数料でございます。

次のし尿量目汲取処理手数料につきましては、簡易水洗トイレや仮設トイレ等の汲取りの手数料でございます。

次のし尿処理施設使用手数料につきましては、浄化槽清掃業の許可業者が浄化槽汚泥を搬入した際の施設使用手数料でございます。

続きまして、決算書の7ページ、8ページをお開きください。3款1項1目利子及び配当金につきましては、施設整備基金の定期預金利子でございます。

次に、2項1目物品売扱収入につきましては、各種資源物の売却益でございます。施策の説明書は17ページを御覧ください。まず、鉄・アルミ売却につきましては、鉄、アルミ、粗大鉄等合わせて約545トンの売却益でございます。前年度と比較して鉄プレスの数量は減少しましたが、売却単価の上昇で、売却益としては約64万6,085円の増となっております。

次のペットボトル売却につきましては、ペットボトル285.35トンの売却益でございます。前年度と比較しますと、数量は12.72トンの減でございますが、売却単価が上昇し、歳入としては約246万4,518円の増となっております。

次の古紙類売却につきましては、各集積所から収集する新聞、雑誌、段ボール、布類及び市民の方々が当組合へ直接搬入した古紙類の中から回収した雑誌、段ボール、布類など、約2,361トンを売却したものでございます。前年度と比較しますと、売却単価の変動は少なく、数量は約109トンの減ですが、歳入といたしましては約185万9,942円の増となっております。

次の廃油売却につきましては、蓮田市及び白岡市の小中学校から発生する廃食用油や施設から生

じた廃機械油18.29キロリットルの売却益でございます。

次の硬質系プラスチック売却につきましては、ペットボトルキャップ12.34トンの売却益でございます。

次のリサイクル家具売却につきましては、エコプラザにおいて毎月開催しているリユース品抽選販売やリユース品常時販売における日用品や衣類など2,416件の売却益のほか、肥料販売会で販売した再生肥料120件、835袋の売却益でございます。

次のパーソナルコンピュータ等売却につきましては、パソコンや携帯電話など約141トンの売却益でございます。

施策の説明書は18ページをお開きください。4款繰入金につきましては、基金からの取崩しはございませんでした。

次に、5款1項1目繰越金につきましては、前年度繰越金でございます。前年度の繰越金及び繰越明許繰越金を合わせまして1億5,196万5,358円でございます。

続きまして、決算書の9ページ、10ページをお開きください。6款1項1目組合預金利子につきましては、歳計現金通帳の収入でございます。

次に、2項1目雑入につきましては、ごみ収集日程表の広告収入や体験講座の参加費、令和5年度分の東京電力福島第一及び第二原子力発電所事故損害賠償金のほか、職員や委託業者の駐車場利用料などでございます。

次に、7款1項1目衛生債につきましては、廃棄物処理施設整備債として、クレーン補修工事の工事費用について、1,870万円を国から財政融資資金として借り入れたものでございます。

続きまして、歳出につきましてご説明を申し上げます。決算書の11ページ、12ページ、施策の説明書は20ページをお開きください。1款1項1目議会費につきましては、議員報酬及び旅費のほか、議会運営に要した経費でございます。

17節備品購入費につきましては、議場の議会用テーブルの購入に要した経費でございます。

次に、2款1項1目一般管理費、1節報酬につきましては、正副管理者、廃棄物減量等推進審議会委員等の報酬でございます。

次に、2節給料から4節共済費までは、職員31名分の人工費等でございます。

次に、10節需用費、消耗品費につきましては、コピー用紙などの消耗品等の購入に要した経費でございます。

2つ飛びまして、印刷製本費でございます。施策の説明書は21ページを御覧ください。印刷製本費につきましては、名入り封筒の作成のほか、ごみ収集日程表や年3回発行している広報誌等の印刷物の作成に要した経費でございます。

続きまして、決算書の13ページ、14ページをお開きください。11節役務費、通信運搬費は、事務電話料、郵便料、光回線等の利用料でございます。

次に、12節委託料でございますが、上から2行目の一般廃棄物処理基本計画策定委託費につきましては、ごみ焼却施設の整備方針が確定したことに伴い、基本計画の改定が必要となり、継続費として令和5年度から6年度にかけて施策の内容や目標値の見直しを行ったものでございます。

次に、3つ飛びまして、環境啓発推進事業業務委託費につきましては、市内小中学校から排出される廃食用油をバイオディーゼル燃料として使用する事業及び環境センター見学者等への啓発事業に要した経費でございます。

次の広報・啓発用物品作成業務委託費につきましては、合同採用説明会等の会場において、組合の宣伝効果を高めるためのバックパネルの作成を行った委託料でございます。

次の環境センターだより等全戸配布業務委託費につきましては、蓮田市分の環境センターだよりとごみ収集日程表の配布に要した経費でございます。

次の13節使用料及び賃借料のごみ分別アプリ借上料につきましては、市民向けの情報発信ツールとして利用しているごみ分別アプリの借り上げに要した経費でございます。

続きまして、2目財産管理費、11節役務費につきましては、火災保険料として、ごみ処理施設、し尿処理施設、管理棟、エコプラザなどの建物備品災害共済保険料や自動車損害保険料などでございます。また、災害補償保険料につきましては、特別職職員、議員及び監査委員などの災害補償に関する保険料でございます。

続きまして、決算書15ページ、16ページ、施策の説明書は22ページをお開きください。12節委託料でございます。電気設備点検業務委託費につきましては、電気事業法で規定されている電気工作物の保安管理の委託業務に要した経費でございます。

次に、1つ飛びまして、庁舎定期清掃業務委託費につきましては、組合内の建物の定期的な清掃に要した経費でございます。

次に、14節工事請負費でございます。環境センター場内整備工事につきましては、北門拡幅等工事並びにストックヤードフェンス移設工事に要した経費でございます。

次に、3目施設整備基金費、24節積立金につきましては、施設整備に係る財源を確保するための施設整備基金の積立てによる基金及び運用利子でございます。令和6年度は4,200万円を積み立てさせていただきました。令和6年度末の施設整備基金の残高につきましては、4億7,310万207円でございます。

続きまして、決算書17ページ、18ページをお開きください。3款1項1目清掃総務費でございます。10節需用費の上から2番目の燃料費につきましては、ごみ処理施設でごみ焼却時に使用する重油と重機用の軽油を購入した経費でございます。

次に、光熱水費につきましては、主に電気料として1億3,904万9,491円のほか、水道料金、ガス料金でございます。

次に、11節役務費でございます。施策の説明書は24ページをお開きください。指定ごみ袋壳捌手

数料につきましては、指定ごみ袋の取扱店に指定ごみ袋1枚につき約3円を手数料として交付したものでございます。

続きまして、12節委託料でございます。指定ごみ袋製作及び配達業務委託費につきましては、燃えるごみ用と燃やせないごみ用の指定ごみ袋の製作及び指定ごみ袋取扱店への配達業務に要した経費でございます。

次に、2つ飛びまして、計量受付業務委託費につきましては、搬入時における計量受付及び搬入ごみ手数料の徴収業務に要した経費でございます。

次に、施設維持管理運転業務委託費につきましてご説明を申し上げます。施策の説明書は25ページを御覧ください。この業務は、ごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設並びにし尿処理施設の運転管理業務に要した経費でございます。

次に、環境センター内施設機器点検業務委託費につきましては、ごみ処理施設とエコプラザのエレベーター及び各施設の自動投入扉の保守、点検に要した経費でございます。

次のペットボトル回収用ネット作成業務委託費につきましては、集積所で回収するペットボトルネットの製作費用でございます。

次に、14節工事請負費の台貫計量器改修工事につきましては、令和6年8月19日の落雷により故障した出口側計量器の指示計及びロードセルの交換に要した経費でございます。

次に、17節備品購入費、庁用器具費につきましては、計量室の椅子2脚の購入を行った費用でございます。

続きまして、18節負担金、補助及び交付金でございます。施策の説明書は26ページをお開きください。上から3つ目、全国都市清掃会議負担金につきましては、施設整備に関する技術支援等を受けるため、廃棄物処理事業を所管する市町村、一部事務組合など528団体が加入している公益社団法人の加入するための負担金でございます。

次に、26節公課費につきましては、公害保健被害の補償等に関する法律に基づき、ごみ焼却処理施設がばい煙発生施設に該当するため、硫黄酸化物などの発生量に応じて賦課金を納付したものでございます。

続きまして、決算書は19ページ、20ページをお開きください。2目じん芥処理費の10節需用費、消耗品費につきましては、乾電池の保管・運搬に使用する中古ドラム缶等の消耗品や、ごみ処理施設で使用するガス冷却室出口ダクトマンホール及び蓋など、現場用部材の購入に要した経費でございます。

次に、1つ飛びまして、機械修繕料につきましては、点検により不具合が確認された機器類について、DCSシステム点検整備のほか、5件の修繕に要した経費でございます。

次に、1つ飛びまして、薬品費につきましては、ごみの焼却時に生じる排ガス及びばいじんの処理に必要な薬品の購入に要した経費でございます。

続きまして、施策の説明書は28ページをお開きください。機械点検整備料につきましては、コンプレッサー点検整備のほか5件の整備に要した経費でございます。

続きまして、12節委託料でございます。燃えるごみ等収集業務委託費につきましては、両市内のごみ集積所から、蓮田市で延べ34万2,657世帯、白岡市で延べ27万7,471世帯の燃えるごみや各種資源物の収集及び公共施設の燃えるごみ等の収集に要した経費でございます。

続きまして、施策の説明書は29ページを御覧ください。焼却灰・ばいじん等処分業務委託費につきましては、ごみ処理施設から生じる焼却灰及びばいじん、粗大ごみ処理施設から生じる不燃物残渣の処分に要した経費でございます。

次に、2つ飛びまして、ガラス類・ペットボトル等処分業務委託費でございます。施策の説明書は31ページをお開きください。ガラス類・ペットボトル等の処分につきましては、ガラス類・ペットボトルのほか、廃タイヤ、剪定枝、スプレー缶、廃蛍光管、廃乾電池などの処分に要した経費でございます。

施策の説明書は32ページをお開きください。粗大ごみ収集業務委託費につきましては、粗大ごみを家庭の玄関先から収集する業務に要した経費でございます。

5つ飛びまして、長寿命化計画作成業務委託費でございます。施策の説明書は34ページをお開きください。長寿命化総合計画等作成業務委託は、令和5年度から7年度までの継続事業でございまして、経年劣化したごみ処理施設について、令和32年度を目標年度とした長寿命化を図るための長寿命化総合計画及び基幹的設備改良工事を実施するための循環型社会形成推進地域計画等を策定するために要した令和6年度分の経費でございます。

次に、13節使用料及び賃借料の重機借上料でございます。環境センター場内で使用するフォークリフトなどの重機、計7台の借上料でございます。

施策の説明書は35ページを御覧ください。次の庁用トラック借上料につきましては、ふれあい収集に使用する庁用トラックの借上げに要した経費でございます。

次に、14節工事請負費でございます。焼却炉補修工事につきましては、焼却炉内の耐火れんがの補修に要した経費でございます。

次の粗大ごみ処理施設機器補修工事につきましては、硬質プラスチックなどを破碎している一軸破碎機の搬送コンベヤの交換の工事に要した経費でございます。

次のごみ処理施設機器補修工事につきましては、クレーン補修工事及び3号炉火格子コンベヤケーシング等の交換工事のほか、15件の補修工事に要した経費でございます。

続きまして、決算書は21ページ、22ページをお開きください。3目し尿処理費、10節需用費、消耗品費につきましては、し尿処理施設で使用している補修用の膜カートリッジや分析計器具などの消耗品の購入に要した経費でございます。

次に、2つ飛びまして、薬品費につきましては、し尿を処理する過程で使用する薬品の購入に要

した経費でございます。

次の機械点検整備料でございます。施策説明書は37ページを御覧ください。ポンプ等点検整備のほか、3件の機器類の点検整備に要した経費でございます。

次に、12節委託料でございますが、施策の説明書は38ページを御覧ください。し尿収集業務委託費につきましては、生し尿の収集を委託した経費でございます。

次のし尿処理施設清掃業務委託費につきましては、し尿処理施設内の各貯留槽について、年4回沈澱物を除去するための清掃作業と回収した沈澱物の処分に要した経費でございます。

次に、1つ飛びまして、脱水汚泥処分業務委託費でございます。施策の説明書は39ページを御覧ください。し尿処理施設から生じる脱水汚泥を堆肥として資源化及び焼却処分に要した経費でございます。

次に、14節工事請負費のし尿処理施設機器補修工事につきましては、部品の調達に時間を要し、前年度繰越明許とした中央制御室シーケンサ交換工事ほか1件の工事に要した経費でございます。

次に、4目リサイクル促進費、7節報償費でございます。施策の説明書は40ページを御覧ください。報償費につきましては、エコプラザで実施した体験講座の講師への謝礼に要した経費でございます。

次の10節需用費、消耗品費につきましては、肥料販売会で販売する再生肥料や、リユース品として販売するための補修用塗料など、消耗品の購入に要した経費でございます。

次に、12節委託料でございます。施策の説明書は41ページを御覧ください。リサイクルプラザ運営等業務委託費につきましては、エコプラザで販売する家具などの修繕を行う業務及びエコプラザまつりの駐車場誘導員の配置やエコプラザまつりで使用したエアー遊具の設置に要した経費でございます。

次に、14節工事請負費、リサイクルプラザ機器補修工事でございます。この工事は、リサイクルプラザ1階のリユース品展示販売フロアに設置されているLED照明器具に点灯不良が生じたことから、交換に要した経費でございます。

次に、4款公債費、1項公債費、1目元金につきましては、地方債の元金で、ごみ処理施設が13件、リサイクルプラザ併設型ストックヤードが3件、合計16件の元金償還でございます。

次に、2目利子につきましては、地方債の利子で、元金と同様に合計16件の利子償還でございます。

続きまして、決算書の26ページ、27ページをお開きください。財産に関する調書の1の公有財産、(1)の土地及び建物につきましては、令和6年度の変更はございませんでした。

続きまして、28ページ、29ページをお開き願います。2の物品の特殊車輌のミニローダーでございますが、7年間のリース契約で使用した車輌を、稼働時間が少ないため、リース満了時に車輌を買い取りましたことから、1台の増となっております。

最後に、29ページを御覧ください。3の基金につきましては、決算年度末残高は4億7,310万207円となっております。

以上、令和6年度一般会計歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

○黒須大一郎議長 事務局の説明が終わりました。

ここで決算審査を監査委員に受けていただいておりまますので、代表監査委員から審査結果の報告をお願いいたします。

小林代表監査委員。

○小林 猛代表監査委員 ただいま黒須大一郎議長からご指名をいただきました小林猛でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、斎藤監査委員との合議により作成したお手元の報告書に基づき、2人を代表いたしましてご報告させていただきます。

○黒須大一郎議長 着座でどうぞ。

○小林 猛代表監査委員 恐縮ですが、着座にて説明させていただきます。

お手元の報告書2ページをお開きください。第1、審査の対象、第2、審査の期日は、記載のとおりでございます。

第3、審査の方法ですが、審査に当たりましては、令和7年7月25日に管理者から審査に付されました令和6年度の蓮田白岡衛生組合一般会計歳入歳出決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書に基づき、各計数の正確性を確認するとともに、関係法令に準拠して作成されているかを確認いたしました。

また、蓮田白岡衛生組合監査基準に基づき、予算の執行状況が関係法令に適合し、経済的、効率的かつ効果的に事業が執行されているか、慎重に審査いたしました。

なお、工事等の審査といたしまして、北門拡幅等工事及び屎処理施設精密機能検査業務委託について、当該工事等の施工から完了、検査に係る関係書類一式の書類審査を行い、その後、北門拡幅等工事について現地確認を実施いたしました。

次に、第4、審査の結果でございます。令和6年度の一般会計歳入歳出決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、いずれも関係法規に準拠して作成されており、各計数は適正なものと認められました。

次に、第5、決算の概要について申し上げます。1、総括、(1) 全体の収支でございます。令和6年度一般会計の歳入歳出予算現額は19億9,483万9,000円で、歳入決算額は20億9万6,221円、歳出決算額は18億9,481万210円でございました。

歳入決算額から歳出決算額を差し引いた形式収支額は1億528万6,011円で、この形式収支額から翌年度へ繰り越すべき財源5,182万円を差し引いた実質収支額は5,346万6,011円の黒字でございま

す。また、この実質収支額から前年度の実質収支額1億875万358円を差し引いた単年度収支額は5,528万4,347円の赤字となっております。

歳入決算額を前年度と比較しますと1,926万971円、1.0%の減、また歳出決算額は2,741万8,376円、1.5%の増となっております。歳入減少の主な要因といたしましては、5ページに記載いたしましたが、搬入ごみの手数料の改定やアルミ、ペットボトル、古紙類等の売却単価の上昇により、歳入が増加したことに伴い、両市からの分担金及び負担金が5,262万6,000円減少したこと、また8ページに記載しましたが、前年度と比較して、繰越金が935万円減少したことなどによるものでございます。

一方、歳出増加の主な要因は、12ページの3款衛生費に記載したとおり、再生エネルギー賦課金の上昇等による光熱水費や作業員が増員となった施設維持管理運転業務委託費の増によりまして、清掃総務費が6,927万1,000円増加したことなどによるものでございます。

なお、詳細につきましては、4ページから13ページに令和5年度と比較した歳入、歳出の執行状況を款別に記載いたしましたので、後ほど御覧いただければと存じます。

次に、14ページは、第8、財産に関する調書でございまして、1は公有財産、2は物品、3は基金の状況でございます。その明細につきましては、決算書の26ページから29ページの財産に関する調書に記載したとおりでございますので、後ほど御覧いただければと存じます。

最後に、15ページは、第9、むすびでございます。審査の結果につきましては、2ページの第4、審査結果に記載したとおりでございますが、審査の結果を踏まえまして、次のとおり提言要望し、一般会計歳入歳出決算審査及び行政監査のむすびといたします。

まず、1点目の計画的な予算執行についてですが、令和5年度の一般会計歳入歳出決算審査意見書において指摘いたしました不用額の縮減については、前年度の9,449万2,000円から4,820万8,000円と、大幅に減少したところであります。一方で、個別の事業について執行状況を見ますと、消耗品費、委託料及び工事請負費などについては、さらに縮減が可能と思われる事業も散見されました。不用額の発生には、契約落差や故障等不測の事態への備えなど、相応の理由があるとは思慮いたしますが、財源の効率的活用のために、引き続き不用額の縮減に努めるよう望むものであります。

次に、2点目の予算書等印刷物の作成部数の見直しについてですが、予算書や決算書などの印刷物の作成に当たって、これまでの例を踏襲し、実際の配布部数よりも多めに印刷している傾向が受けられました。今後の印刷物の作成に際しては、慣例にとらわれることなく、配布先の見直しや電子媒体等への変更を行うなど、必要部数を十分に精査し、必要最小限の印刷に努めるよう望むものであります。

次に、3点目の資金運用についてですが、令和6年度にこれまで実施していた施設整備基金の運用に加え、預金口座を決済用から普通預金口座に種別変更するなどにより、計画的な資金運用を図

り、預金利子及び運用利子として50万1,000円の収入を得たことは評価に値するものでございます。今後においても、資金の安全性及び効率性の確保に配慮した資金計画の策定を進め、的確な資金運用に努めるよう望むものであります。

以上で令和6年度一般会計歳入歳出決算審査報告及び行政監査結果報告を終わらせていただきま
す。ご清聴ありがとうございました。

○黒須大一郎議長 代表監査委員の報告が終わりました。



◎議案第11号に対する質疑

○黒須大一郎議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

中山議員。

○3番 中山廣子議員 決算書の13ページ、14ページになります。12節委託料のところの上から2番目、一般廃棄物処理基本計画策定委託費についてですが、この一般廃棄物処理基本計画によりますと、この90ページに令和12年度からの分別収集の実施に向けて市民への周知をはじめ、必要な準備を進めると記載されています。このまた基幹的設備改良工事の実施に当たっては、国からの循環型社会形成推進交付金の活用が必要であり、その要件として、地域計画の策定が求められています。また、基幹的設備改良工事終了後1年以内にプラスチック分別収集を開始しなくてはならないとの規定もあります。この基幹的設備改良工事の終了予定は、令和11年度とされていますので、その規定に基づき、令和12年度から分別収集を開始するものと理解していますが、委託業者の受け入れ態勢の整備や中間処理業者への委託を行う場合、そのための準備期間が必要です。その期間は3年から4年かかると聞いています。そうなると、令和12年度の開始に向けては、本年度中には具体的な計画を立てていく必要があると思いますが、令和12年度からの分別収集開始に向けてどのようなスケジュールを描き、準備を進めているのか、ご説明ください。

○黒須大一郎議長 大矢廃棄物対策課長。

○大矢周治廃棄物対策課長 スケジュールということなのですけれども、まずスケジュールといたしましては、初めに処理方法及びあと収集品目をまず決定した後に収集方法を決めさせていただきまして、周知方法をその後決めるという3段階のスケジュールを立てております。現在、収集開始に向けての第1段階でございます処理方法及び収集品目につきまして、組合内部で検討を進めているところでございます。

以上でございます。

○黒須大一郎議長 中山議員。

○3番 中山廣子議員 それでは、具体的な点についてお伺いします。

現在の1か月の収集日程、それは既に全て埋まっているということなのですけれども、プラスチックを単独で回収するとなると、例えば缶と瓶と一緒に回収することなども考えられるのでしょうか。その場合の回収方法と、処理方法についてはどのようにお考えか、お聞かせください。

○黒須大一郎議長 大矢廃棄物対策課長。

○大矢周治廃棄物対策課長 先ほども申し上げさせていただいたところですが、まず処理方法のことです。組合での一時保管、中間処理業者への直接搬入等を今、内部で検討はしているところでございますので、処理方法が決まり次第、収集日程や収集方法につきまして、市民の皆様が混乱しないような方法を検討して準備を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○黒須大一郎議長 中山議員。

○3番 中山廣子議員 先ほども申し上げましたけれども、プラスチックの分別収集を令和12年度に開始するのであれば、今年度中には具体的な計画を策定する必要があると考えます。しかし、この今、ご答弁いただきましたけれども、いつまでにという明確なスケジュールが示されませんでした。令和12年度という明確な目標年度が定められており、やるべきことも明らかになっている以上、計画的に取組を進めることが重要です。ぜひ今年度中にしっかりと計画を立てていただき、着実に取組を進めていただくことを期待いたします。

以上です。

○黒須大一郎議長 答弁は。

○3番 中山廣子議員 いいです。

○黒須大一郎議長 ほかに質疑はありませんか。

武藤議員。

○1番 武藤康史議員 施策報告の15ページのごみ手数料についてお聞きいたします。

昨年7月から搬入ごみの手数料が約53.8%値上げになっておりまして、これは昨年度で言うと9か月分しか効いていないので、53.8%の9か月分という比率で、若干本来去年からどれくらい増えるのかというところを少し計算してみると、やっぱり400万円弱少ない数字になっていまして、予算上も補正で増額した分にそれぐらい足りなかったというような、歳入が予算に届いていないという結果になっているのですけれども、現実持ち込まれた件数は増えているので、それからいくと、これは6月までに駆け込みで持ち込まれた量がかなりあったという認識でよろしいのでしょうか。

○黒須大一郎議長 大矢廃棄物対策課長。

○大矢周治廃棄物対策課長 7月からの値上げということで、4月、5月、6月の搬入件数は増えました。

以上でございます。

○黒須大一郎議長 武藤議員。

○1番 武藤康史議員 はい、分かりました。

では、7月以降は逆に値上げをしたために、少し持ち込み量、総量が一連の流れよりも減っているということかと思うのですけれども、この決算結果を踏まえて、今後の持ち込み量、重量について値上げしたことにより、若干は当初の値上げしない場合の想定よりもへこむという見方をされておられるのでしょうか。

○黒須大一郎議長 大矢廃棄物対策課長。

○大矢周治廃棄物対策課長 確かに7月以降、搬入件数は減ってきてはいるのですけれども、やはり12月、ごみが多くなる時期、また3月、人が移動する時期なんかは、ごみの量が増えて、増えるというか、持ち込みの件数も増えておりますので、ただ、やはり値上げが原因かとは思いますが、原因かというか、年々持ち込みの件数というのは減ってきております。それが今、現状でございます。

○1番 武藤康史議員 分かりました。ありがとうございました。

○黒須大一郎議長 ほかに質疑はありませんか。

松本議員。

○11番 松本栄一議員 先ほどの中山議員の質問と同じ、似ているというか、同系なのですけれども、廃プラスチックの件ですが、分別して回収を計画入れているということですけれども、これいろんな廃プラスチックにリサイクルの表示がされていて、区分けが非常に難しいものもあるかなと思うのですけれども、その辺でそれを受け入れてくれて、リサイクルできる業者、その辺も問題と思うのですけれども、あともう一つはコストの問題ですね、回収の。それと、ここに内容としては8ページの歳入のところはペットボトル、それと硬質系プラスチック売却、要はキャップです。これだけが収入になっているわけですけれども、リサイクルの表示があるプラスチック、そういうものも収入として挙げられるのではないかなと思って、ちょっと私は考えたのですけれども、ただし、それを回収する業者、またそれを分別する費用、要は委託費です。それと両方を勘案すると、その辺が回収するに要はコスト、そこを比較して歳入として挙げられるかどうか、その辺は検討されているのでしょうか。

○黒須大一郎議長 中野施設管理課長。

○中野康孝施設管理課長 今、プラスチックの収集のお話をいただいたところなのですけれども、現状廃プラスチックの収集はしておりませんでして、市民の方から持ち込まれたプラスチックにつきまして、先ほど松本議員さんからもご指摘ございましたけれども、ペットボトルキャップにつきましては、令和6年度12.34トン売却したところでございます。

一方で、それ以外のプラスチックにつきましては、令和6年度におきましては、特に売却もしくはリサイクルといったものを行っておりません。しかしながら、今年度、令和7年度におきましては、持ち込まれたプラスチック類を選別・保管いたしまして、約2,659円、こちらは売却益を得た

ところでございます。具体的な売却品目といたしましては、プラスチックの中でのPPと呼ばれるポリプロピレン、こちらを0.998トン、1,814円、こちらのほうを白岡市内の事業者さんの方に引渡しのほうをさせていただいたところでございます。そのほか、CDケース、CD等も併せて売却のほうをさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○黒須大一郎議長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○黒須大一郎議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。



◎討 論

○黒須大一郎議長 これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○黒須大一郎議長 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○黒須大一郎議長 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。



◎採 決

○黒須大一郎議長 これより採決に入ります。

議案第11号 令和6年度蓮田白岡衛生組合一般会計歳入歳出決算認定について、原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○黒須大一郎議長 ご着席ください。起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり認定されました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時57分

再開 午後 3時10分

○黒須大一郎議長 再開いたします。

現在員12名でございます。

休憩前に引き続き会議を開きます。



◎発言の訂正

○黒須大一郎議長 高橋事務局長。

○高橋利男事務局長 すみません。先ほどの決算書のほうの説明の中で、ちょっと間違いがありましたので、訂正をお願いしたいと思います。

歳入歳出決算書の17ページ、18ページを御覧ください。こちらのほうの3款衛生費、1項清掃費、1目清掃総務費の26節公課費の内容の説明の中で、ここには直接出ていないのですが、「公害健康被害の補償等に関する法律」の部分を、私のほうで「公害保健被害の補償等に関する法律」と言ってしまいましたので、こちらの正しいのが、「公害健康被害の補償等に関する法律」です。「健康被害の補償等に関する法律」になっておりますので、「保健」から「健康」ということで、おわびして訂正をいたします。



◎議員派遣について

○黒須大一郎議長 それでは、日程第8、議員派遣についての件を議題といたします。

お諮りいたします。衛生組合事業運営の参考のため、会議規則第155条第1項の規定により、蓮田白岡衛生組合議会議員全員を視察先である東京都大田区、山梨県大月市及び長野県長野市へ、令和7年11月13日から11月14日まで派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○黒須大一郎議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

会議規則第155条第1項の規定により、閉会中に蓮田白岡衛生組合議会議員全員を東京都大田区、山梨県大月市及び長野県長野市に派遣することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時12分

再開 午後 3時24分

○黒須大一郎議長 再開いたします。

現在員12名でございます。

休憩前に引き続き会議を開きます。



◎副管理者の挨拶

○黒須大一郎議長 ここで副管理者から挨拶のための発言を求められておりますので、これを許可いたします。

藤井副管理者。

○藤井栄一郎副管理者 それでは、黒須議長さんのお許しをいただきましたので、9月定例会の閉会の前に一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、令和7年第3回蓮田白岡衛生組合議会定例会のご案内を申し上げましたところ、議員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また、本定例会におきましては、令和6年度歳入歳出決算の認定及び令和7年度歳入歳出補正予算の議案につきまして、議員の皆様にご審議を賜りまして、認定、そしてまたご決定賜りまして、誠にありがとうございます。

先ほど監査委員さんからご報告いただきました、ご提言いただきましたことにつきましては、速やかに改善を図って事務執行してまいりたい、そのように思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、令和7年12月1日より開始いたしますリチウムイオン電池等の分別収集につきましては、組合ホームページ及び両市広報誌等に掲載し、市民の皆様へ周知して尽力してまいります。なお、処理につきましては、火災事故等が発生しないよう十分注意し、安全な処理に努めてまいりたいというふうに思っております。

今後におきましても、議員の皆様方にご指導、ご協力を賜りながら、職員とともに職務に精励してまいりたい、そのように思っておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

結びとなりますけれども、議員の皆様のご健勝にてのご活躍をご祈念申し上げ、甚だ簡単ですが、ご挨拶とさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。



◎閉会の宣告

○黒須大一郎議長 以上をもって本定例会に付議されました案件の審議は終了いたしました。

これにて令和7年第3回蓮田白岡衛生組合議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午後 3時26分